注意してください

市内に住んでいても、住民登録をし

M0848.7.6069 **2**0848⋅63・1210 します。

どは、届け出月の配布基準で後日送付

ごみ袋などと交換します。

5月~7月の間に、枚数に応じて

●環境管理課

たは市内で新しく世帯を構成した人な

※1月2日以降に、

市外から転入、ま

配布枚数(年間)

数 枚

50枚

60枚

70枚

80枚

90枚

100枚

世帯人数

1人

2人

3人

4人 5人

6人以上

できます)。

てください(4月

I日以降も使用



4月から使用する無料可燃ごみ処理券(青色)を

4月1日からは 青色 料可燃ごみ処理 原市 今月下旬から送付します。

するなどの協力をお願いします。 間違いなく配達するために、

ポストに名前を記入

て配布します。 構成人数で計算し、

配布枚数は

1月1日現在の住民基本台帳の世帯 一年間分をまとめ

> ていないと配布の対象になりません。 なりません。 住民登録をしている人も配布の対象に また、介護施設や病院などの住所で

|無料可燃ごみ処理券が

足りないときは

枚50円で購入し 理券(紺色)を1 している取扱所 レンダーに記載 かんきょうカ 可燃ごみ処



有料の可燃ごみ処理券(1枚50円)

昨年10月から子ども手当の制度が変わりました

申請は済んでいますか?

|平成23年度の無料可燃ごみ処理券

(オレンジ色)が余ったら

昨年10月から子ども手当の制度が変わりまし た。これまで受け取っていた人も、新たに申請が 必要です。

申請が済んでいない人は、早めに手続きをして ください。

支給対象 0歳から中学校修了までの子どもを養育 している人

支給月額(子ども一人当たり)

申請があった翌月分から次の額を支給

0歳~2歳	15,000円
3歳~小学校修了前の第1・2子	10,000円
3歳~小学校修了前の第3子以降	15,000円
中学生	10,000円

●昨年10月1日時点で、受け取る資格がある人 今年3月末(必着)までに申請をすれば、10月分か



らの手当を受け取ることができます。

※昨年9月30日時点で、受け取っていた人には10月 下旬に認定請求書を送付しています。

※公務員の人は、勤務先に申請してください。

注意してください!

昨年10月1日以降に、出生や転入などで支給対象 になった人などは、速やかに申請してください。 ※さかのぼって手当を受け取ることはできません。

働子育て支援課

☎0848 • 67 • 6045